

離職された皆様へ

雇用保険の失業等給付を受けるためには

- 雇用保険被保険者離職票が事業所から届いたら、離職票-2の⑦「離職理由」欄に必要事項を記入したうえで、記入した内容を再度確認して⑰「離職者署名」欄に記名押印又は自筆による署名を行ってください。(P3~P9参照。)

- あなたの住所を管轄するハローワークに求職申込みを行ってください。(P23~P26参照。)

この求職申込みの手続きを行わないと、雇用保険の失業等給付(基本手当等)を受けることができません。

※雇用保険業務の開庁時間は、平日8:30~17:15(土・日・祝日を除く)です。

■ 手続きに必要な書類

- ① 雇用保険被保険者離職票
(離職票-1及び離職票-2で1組です。)
- ② 雇用保険被保険者証
- ③ 印かん
- ④ 現在の住所(居所)、氏名及び年齢が確認できるもの
(1) 運転免許証または写真付き住民基本台帳カード
これがない場合は、
(2) A 旅券(パスポート)、B 住民票記載事項証明書(住民票の写し・印鑑証明書)、C 国民健康保険被保険者証(健康保険被保険者証)
のうちいずれか2種類(A、B又はCから各1種類で合計2種類)
- ⑤ 最近の写真2枚
(たて3cm×よこ2.5cm程度の正面上半身のもの。)
- ⑥ 本人名義の普通預金通帳
(インターネットバンク・一部の外資系金融機関は使用できません。)

失業等給付は、口座振込みとなりますので、本人名義の普通預金通帳を持参してください。なお、離職票-1の「求職者給付等払渡希望金融機関指定届」欄に必要事項を記入の上、金融機関で確認印を受けた場合には、通帳を持参する必要はありません。

※この冊子には、大切なことが書いてありますので、必ず終わりまでお読みになり、わからないことはハローワークの職員にお尋ねください。

ハローワーク (公共職業安定所)
埼玉労働局職業安定部職業安定課

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合や、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその就職を促進するため、失業等給付を行い、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上を図るため、雇用安定事業及び能力開発事業を行います。

就職を希望するみなさまへ

ハローワーク（公共職業安定所）では、仕事をお探しの方に、希望の求人を紹介するほか、就職にあたっての様々な相談をお受けしています（埼玉県内の各ハローワークの所在地については、P23～P26を参照してください。）。

◎求職の申込みにあたっては

ハローワークに備付けの求職申込書に、あなたの再就職への希望条件（たとえば、働きたい仕事・場所・月収・勤務時間など）を記入のうえ、受付にお申込みください。

◎求人情報の提供について

ハローワークでは、事業所から申込みのあった求人を、職種別などに分類して、自由に閲覧できるようにしてあります。

県内のほとんどのハローワークでは、求人検索パソコンを設置しております。

◎みなさまの再就職の機会を広げるために

ハローワークでは、みなさまの再就職のために、担当者制による計画的な支援、求職活動支援セミナーなど、様々な支援メニューをご用意しております。

また、新しい知識・技能を身につける必要のある方には、公共職業訓練のご案内をしております。

◎ハローワーク以外の職業紹介機関は

ハローワーク以外にも職業紹介を行っている機関として、ハローワークプラザ、パートバンク、埼玉人材銀行、地域職業相談室、高年齢者職業相談室・マザーズサロンなどがありますので、是非ご利用ください。

なお、所在地等については、P27～P29をご覧ください。

も く じ

1. 被保険者の種類	1
2. 失業等給付と求職者給付	1
3. 求職者給付と基本手当、高年齢求職者給付金	1
4. 基本手当、高年齢求職者給付金等を受給しようとする方へ	2
5. 基本手当	2
1. 基本手当の受給資格	2
2. 基本手当を受けるための手続き	3
3. 基本手当の日額	10
4. 60歳到達時等の賃金日額算定の特例（平成15年4月30日以前に60歳に到達した方のみ）	11
5. 育児・介護による休業、勤務時間短縮措置についての基本手当日額算定の特例	11
6. 基本手当の所定給付日数	11
7. 基本手当の支給が始まる時期	13
8. 基本手当の受給期間	13
9. 失業の認定（基本手当を受給するには）	13
10. 受給期間の延長	14
11. 定年退職者等の受給期間の延長	15
6. 高年齢求職者給付金	16
1. 高年齢求職者給付金の受給資格	16
2. 高年齢求職者給付金を受けるための手続き	16
3. 高年齢求職者給付金の受給期限	16
4. 高年齢求職者給付金の日額	16
5. 高年齢求職者給付金の額	16
6. 高年齢求職者給付金の支給が始まる時期	17
7. 失業の認定（高年齢求職者給付金を受給するには）	17
8. 任意加入に係る高年齢継続被保険者	17
7. 特例一時金	17
8. 就職促進給付	18
1. 再就職手当	18
2. 常用就職支度手当	18
3. 就業手当	19
9. 教育訓練給付	19
10. 雇用継続給付	19
1. 高年齢雇用継続給付	20
2. 育児休業給付	21
3. 介護休業給付	21
○ 雇用保険 正しい受給で 仕事にジャンプ	21
○ 公共職業安定所（ハローワーク）案内図	23
○ 職業紹介機関等一覧	27
○ 社会保険事務所所在地等一覧	29

1. 被保険者の種類

以下の①から④に分類されます。

- ① **一般被保険者**
次の②、③、④以外の者をいいます。
- ② **高年齢継続被保険者**
同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて65歳以後も雇用されている者で、③、④以外の者をいいます。
- ③ **短期雇用特例被保険者**
季節的に雇用される者、または短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいいます。）を常態とする者をいいます。
- ④ **日雇労働被保険者**
日雇労働者のうち、一定の要件を満たしている者をいいます。

パートタイム労働者の加入について

短時間就労者（パートタイム労働者等1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される**通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、40時間未満**である者）は、次のすべての要件を満たす場合に加入することになります。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

この場合、労働時間、賃金その他の労働条件が文書で定められていることが必要です。

※ 本冊子は、主に①、②の受給手続き等に関して説明するものです。

2. 失業等給付と求職者給付

雇用保険制度は、その目的等により、①**失業等給付**、②**雇用安定事業**、③**能力開発事業**に大別されます。

失業等給付は、その目的等によりさらに、①**求職者給付**、②**就職促進給付**、③**教育訓練給付**、④**雇用継続給付**に大別されます。

3. 求職者給付と基本手当、高年齢求職者給付金

求職者給付は、被保険者の種類により、①**一般被保険者に対する求職者給付**、②**高年齢継続被保険者に対する高年齢求職者給付金**、③**短期雇用特例被保険者に対する特例一時金**、④**日雇労働被保険者に対する日雇労働求職者給付金**に大別されます。

このうち、**一般被保険者に対する求職者給付は、基本手当等の4種類に大別**されます。

※ 本冊子は、主に基本手当及び高年齢求職者給付金に関する説明を行うものです。

4. 基本手当、高年齢求職者給付金等を受給しようとする方へ

雇用保険被保険者離職票－1及び離職票－2は、基本手当、高年齢求職者給付金等の受給資格決定を行う際に必要となる書類ですので、記載内容に誤りがないかよく確認してください。また、裏面記載事項についてもよくお読みください。

5. 基本手当

雇用保険失業等給付の基本手当は、労働者の方々の失業中の生活安定を図り、求職活動に専念していただき、1日も早い再就職を支援するものです。

この基本手当を受給するためには、ご本人の住所（居所）を管轄するハローワーク（雇用保険業務の開庁時間内に限る。）に離職票等を持参して求職申込みを行い、受給資格者であることの確認を受けた後、失業していることの確認を受けなければなりません。詳しくはP13 7 基本手当の支給が始まる時期及びP13 9 失業の認定（基本手当を受給するには）をご覧ください。

1 基本手当の受給資格

以下の(1)及び(2)のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 原則として、離職の日以前2年間（受給資格に係る離職理由が倒産・解雇等の場合は2年間又は1年間）（※）に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヵ月以上（受給資格に係る離職理由が倒産・解雇等の場合は12ヵ月又は6ヵ月以上）あること。

（※）算定対象期間といいます。当該期間に疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた方については、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかつた日数を当該期間に加えた期間（最大限4年間）となります。

- (2) 「失業」の状態にあること

積極的に働く意思（就職しようとする気持ち）と**能力**（いつでも就職できる状態・環境等）があり、**就職しようとして努力しているにもかかわらず、職業に就くことができない状態**にあること。

例えば、次のような場合には、原則として基本手当を受けることができません。

- ア 病気やけがですぐに働けないとき（労災保険の休業補償給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます）
- イ 妊娠・出産・育児などにより働けないとき
- ウ 親族の看護に専念し、すぐに働けないとき
- エ 定年退職後、しばらく休養するとき
- オ 家事の手伝いや家業の手伝いで就職できないとき
- カ 昼間学校に通っていて、学業に専念するとき
- キ 再就職（原則として、パート、長期アルバイト、試用期間、研修、見習い、契約社員等も含む）したとき
- ク 自営業（準備を含む）をしているとき（収入の有無を問いません）

- ケ 会社の役員に就任したとき（報酬の有無を問いません）
- コ 就職することがほとんど困難な職業や労働条件（賃金、勤務時間等）にこだわり続けるとき
- サ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望するとき

上記ア、イ、ウ、エの状態の方は、受給期間を延長する制度がありますので、P14 **10 受給期間の延長** 及びP15 **11 定年退職等の受給期間の延長** を参照してください。

※ なお、詳細については、ハローワークの担当窓口でお尋ね下さい。

- ◎ 雇用保険の基本手当を受給するためには、あなたの住所（居所）を管轄するハローワークに自ら離職票等を提出し、求職申込みを行った後、失業の認定を受ける必要があります。詳しくは、**2 基本手当を受けるための手続き**（P3～P9）をご覧ください。

2 基本手当を受けるための手続き

1 雇用保険被保険者離職票が事業所から届いたら、離職票－2について以下(1)及び(2)の確認等を行ってください。

- (1) 離職票－2の⑦「離職理由」欄における「事業主記入欄」の□の中に付けられた○が、**ご本人の申し立てる離職理由に該当する□の中に付けられているかどうか、及び「具体的事情記載欄（事業主用）」の記載内容について確認してください。**なお、離職票－2の⑦「離職理由」欄の各項目の内容については、**【離職理由欄（⑦欄）の各項目の内容】**（P5～P8）をご参照ください。
- (2) **次に以下の①・②の場合に応じて必要事項を記載してください。**
 - ① **上記(1)における○が、ご本人の申し立てる離職理由に該当する□の中に付けられている場合**
 - ア **その○が付けられている□の右横の□に○を付けてください**
（「離職の理由 4(2)労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等）」に該当する□に○がつけられている場合は、4(2)の①から⑥のうち、ご本人の申し立てる離職理由に該当する□に○を付け、そのうえで「具体的事情記載欄」（離職者用）に具体的事情を記載してください。なお、この場合、ご本人の申し立てる離職理由が確認できる資料を可能な限りご持参ください。）。
 - イ **「具体的事情記載欄（事業主用）」の記載内容について補足等がある場合には、「具体的事情記載欄（離職者用）」にその補足事項の記載をしてください。**記載にあたっては、**【具体的事情記載欄への主な記載例】**（P8）をご参照ください（「具体的事情記載欄（事業主用）」の記載内容について異議がない場合には、「具体的事情記載欄（離職者用）」に「同上」と記載してください。）。
 - ウ **⑩欄に、ご本人が記名押印又は自筆による署名を行ってください。**

(例)

⑦離職理由欄・離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を一つ選択し、左の離職者記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載して下さい。
 【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載下さい。】

事業主 記入欄	離職者 記入欄	離 職 理 由	※離職区分
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの … (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 …………… (省略) ……………	1 A …
		具体的事業記載欄 (事業主用) 会社の破産の申立てを行ったため (平成〇〇年〇月〇日 東京地裁)	3 C
		具体的事業記載欄 (離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載して下さい。 同上	4 D 5 E

⑩離職者本人の判断 (○で囲むこと)
 事業主が○を付けた離職理由に異議 有り(無) 無し

⑪ ⑦欄の自ら記載した事項に間違いのないことを認めます。
 記名押印又は自筆による署名 (離職者氏名) 職安太郎

本人記入

② 上記(1)における○が、ご本人の申し立てる離職理由に該当する□の中に付けられていない場合

ア 離職票-2の⑦「離職理由」欄における「離職者記入欄」の□のうち、ご本人が申し立てる離職理由に該当する□の中に○を付けてください (ご本人が申し立てる離職理由が「離職の理由4(2)労働者の個人的な事情による離職 (一身上の都合、転職希望等)」に該当する場合は、4(2)の①から⑥のうち、ご本人の申し立てる離職理由に該当する□に○を付け、そのうえで「具体的事情記載欄 (離職者用)」に具体的事情を記載して下さい。なお、この場合、ご本人の申し立てる離職理由が確認できる資料を可能な限りご持参ください。)

イ 離職理由における具体的事情を「具体的事情記載欄 (離職者用)」に記載ください。記載にあたっては、【具体的事情記載欄への主な記載例】(P8)をご参照ください。

なお、この場合、記載した内容を証明する書類を可能な限りご持参ください (「記載した内容を証明する書類」の詳細については【離職理由 (⑦欄) の各項目の内容】(P5~P8)の【持参いただきたい資料】をご参照ください。)

ウ ⑪欄に、ご本人が記名押印又は自筆による署名を行ってください。

※ 離職理由について、事業主と離職された方の見解が異なる場合は、離職理由を裏付ける資料等に基づき最終的に判断することとなりますので、ご留意ください。

(例)

⑦離職理由欄・・離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を一つ選択し、左の離職者記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載して下さい。
 【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載下さい。】

事業主 記入欄	離職者 記入欄	離 職 理 由	※離職区分
	(省略).....	...
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	1 事業主からの働きかけによるもの ... (1) 解雇 (重責解雇を除く。)	3B
<input checked="" type="checkbox"/>(省略)..... (2) 労働者の個人的な事情による離職 (一身上の都合、転職希望等)	1B
	(省略).....	...
		具体的事業記載欄 (事業主用) 転職のため	3C
		具体的事業記載欄 (離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載して下さい。 平成〇〇年〇月〇日 営業成績低下を理由に解雇されたため (解雇予告年月日 平成〇〇年×月×日)	4D
			5E

⑩離職者本人の判断 (○で囲むこと)
 事業主が○を付けた離職理由に異議 **有り** 無し

⑪ ⑦欄の自ら記載した事項に間違いのないことを認めます。
 記名押印又は自筆による署名 (離職者氏名) **職 毎 太 郎**

【離職理由欄 (⑦欄) の各項目の内容】

- 離職理由欄 (⑦欄) の各項目の内容は下記のとおりです。
- ここに記載した離職理由欄 (⑦欄) の各項目の内容は、離職理由の判定にあたり、離職者が主張する離職理由を把握するために便宜上分類したものであり、特定受給資格者等 (P11 **6 基本手当の所定給付日数** 参照) の判断基準とは異なります。また、離職理由の最終的な判定はハローワークで行いますので⑦欄の□の中に○を記入した離職理由と異なる場合があります。
- 下記の【持参いただきたい資料】には、通常、離職者が所持している可能性のある資料に限って掲載しておりますが、可能であれば、ここで掲載した以外の資料もお持ち下さい。

1 1の「事業所の倒産等によるもの」

① 1の(1)の「倒産手続の開始、手形取引停止による離職」

裁判所に対する破産の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始又は特別清算開始の申立て、事業所の手形取引の停止等により事業所が倒産状態にあること又は所管官庁から長期間にわたる業務停止命令がなされたことといった勤務先の事情を考慮し離職した場合がこれに該当します。なお、倒産等により解雇された場合は、3の(1)の解雇に該当します。

② 1の(2)の「事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職」

事業所が廃止された場合、裁判上の倒産手続（上記①の手続）がとられていないが事業活動が事実上停止し、再開の見込みがない場合、株主総会等において解散の議決がなされた場合等の事業所が廃止状態にあることにより離職した場合がこれに該当します。

2 2の「定年、労働契約期間満了等によるもの」

① 2の(1)の「定年による離職」

就業規則等により定められている定年により離職した者がこれに該当します。

② 2の(2)の「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」

労働契約は1年単位でも、別途、あらかじめ雇用期間の上限（3年間など）が定められており、上限に達したことにより離職した場合をいいます。例えば、定年退職後、1年更新で63歳までの再雇用されることがあらかじめ定められており、63歳に達したことに伴い離職した場合などがこれに該当します。

③ 2の(3)の「労働契約期間満了による離職」

労働契約期間満了とは、例えば契約期間が1年間といった期間の定めがある労働契約により雇用されていた者が、契約期間が終了したことにより離職した場合をいいます（2の(2)の「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合を除きます。）。

【持参いただきたい資料】 労働契約書、労働条件通知書、契約更新の通知書など

④ 2の(4)の「早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職」

従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に応募した場合、会社における特定の事由による退職慣行等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 制度の内容がわかる資料

⑤ 2の(5)の「移籍出向」

出向のうち適用事業に雇用される労働者が当該適用事業の事業主との雇用関係を終了する場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 移籍出向の事実がわかる資料

3 3の「事務所からの働きかけによるもの」

① 3の(1)の「解雇（重責解雇を除く。）」及び(2)の「重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）」

事業主による解雇がこれらに該当し、重責解雇とは、刑法の規定違反、故意又は重過失による設備や器具の破壊又は事務所の信用失墜、重大な就業規則違反等により解雇された場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など

② 3の(3)の「希望退職の募集又は退職勧奨」

企業整備等における人員整理等に伴う事業主（又は人事担当者）による退職勧奨、人員整理を目的として臨時に募集される希望退職の募集に応じ

て離職する場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 希望退職の募集に応じた場合には、希望退職募集要項（写）、離職者の応募の事実がわかる資料など

4 4の「労働者の判断によるもの」の(1)の「職場における事情による離職」

労働者の方が職場（事業所）における事情により離職された場合がこの区分に該当します。

① 4の(1)の①の「労働条件に係る重大な問題（賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため」

賃金の低下、賃金の一定割合が2ヵ月以上支払われないなど賃金遅配、事業停止に伴い休業手当が継続して支払われること、過度な時間外労働など労働条件に重大な問題（実際の労働条件が採用時に示された条件と著しく相違している場合を含む。）があったこと、又は事業所において危険若しくは健康障害の発生するおそれのある法令違反等があり行政機関の指摘にも関わらず改善措置を講じない等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 労働契約書、給与明細書、賃金低下に関する通知書、口座振込日がわかる預金通帳、タイムカード（写）等時間外労働の時間がわかるものなど

② 4の(1)の②の「就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）があったと労働者が判断したため」

上司や同僚等から故意の排斥、著しい冷遇や嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメントを含む。）等、就業環境に係る重大な問題があったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 特定個人を対象とする配置転換・給与体系等の変更の嫌がらせがあった場合には、配置転換の辞令（写）、労働契約書など

③ 4の(1)の③の「事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職」

人員整理に伴い当該事業所の労働者の3分の1を超える者が離職した場合、事業主に大量離職届（1ヵ月に30人以上の離職を予定）をハローワークに提出しなければならないような事業所の縮小が行われた場合又は行われることが確実であることといった職場の事情を考慮して離職した場合がこれに該当します。

④ 4の(1)の④の「離職転換等に適応することが困難であったため」

長期間にわたり従事していた職種から事業主が十分な教育訓練を行うことなく別な職種へ配置転換を行い新たな職種に適応できない場合や労働契約上、職種や勤務場所が特定されているものにもかかわらず、他の職種への職種転換や遠隔地への転勤を命じられた場合等職種転換等に適応することが困難であったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 採用時の労働契約書、職種転換、配置転換又は転勤の辞令（写）など

⑤ 4の(1)の⑤の「事業所移転により通勤困難となった(なる)ため」

事業所移転により通勤困難となった(なる)ために離職した場合が該当します。

【持参いただきたい資料】 事業所移転の通知、事業所の移転先がわかる資料及び離職者の通勤経路に係る時刻表など

5 4の「労働者の判断によるもの」の(2)の「労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等)」

例えば、職務に耐えられない体調不良、妊娠・出産・育児・親族の介護等の家庭事情の急変、自発的な転職等労働者の方が職場事情以外の個人的な事情のため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 退職願(写)等その内容が確認できる資料

6 5の「その他(1-4のいずれにも該当しない場合)」

上記1~5のいずれの離職理由にも該当しない場合がこれに該当します。

【持参いただきたい資料】 その内容が確認できる資料

【具体的事情記載欄への主な記載例】

〈記載例〉

○2の(1)に該当する「定年に伴う離職」のケース

・就業規則第12条に基づき60歳定年により離職。

○2の(2)に該当する「採用又は定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」のケース

・定年退職後、1年更新で63歳までを期限として再雇用されることがあらかじめ定められており、63歳に達したことに伴い離職。

○2の(3)に該当する「労働契約期間満了による離職」のケース

・平成12年10月1日に雇用され、契約期間が1年の労働契約を5回更新しており、契約継続を事業主に申し入れたが、契約が更新されなかったため離職。

・平成15年6月1日に雇用され、契約期間が6ヵ月の労働契約を4回更新してきたが、事業主は契約更新を希望したものの、自分が退職を希望し離職。

○3の(1)に該当する「解雇に伴う離職」のケース

・平成17年8月2日、人員整理のため解雇されたため(解雇予告日 平成17年5月1日)。

○3の(3)に該当する「希望退職制度への応募に伴う離職」のケース

・経営悪化に伴う人員整理の一環としての希望退職制度(平成15年2月に事業主より提示され、募集期間は3週間)があり、これに応じて離職。

○4の(1)の①に該当する「賃金低下に伴う離職」のケース

・業績悪化に伴い、突然、平成17年10月から基本給が40万円から30万円に低下したため離職。

○4の(1)の④に該当する「職種転換等に伴う離職」のケース

・入社以来、15年間NC旋盤工として働いてきたが、事業主より経理事務を行う部署に変更を命じられ、教育訓練も行われず、対応できなかったため離職。

○4の(1)の⑤に該当する「事業所が通勤困難な場所へ移転したことに伴う離職」のケース

・事業所が〇〇市から〇〇市に移転し、労働者の住所である〇〇市からの片道の通勤時間が〇時間となり、通勤困難となったため離職。

○4の(2)の①に該当する「職務に耐えられない体調不良に伴う離職」のケース

・〇〇病と平成〇年〇月〇日に診断され、職務に耐えられず離職。

○4の(2)の⑤に該当する「転居等により通勤困難となったため離職」のケース

・住所を〇〇市から〇〇市に移転し、事業所の所在地である〇〇市からの片道の通勤時間が〇時間となり、通勤困難となったため離職。

2 あなたの住所を管轄するハローワークに求職申込みを行ってください。

(管轄のハローワークについては、P23～P26をご覧ください。)

雇用保険業務におけるハローワーク開庁時間は、**平日8:30～17:15**

(土・日・祭日を除く。)となっております。

3 手続きには、以下のものをお持ちください。

① 雇用保険被保険者離職票 (離職票-1及び離職票-2で1組です。)

② 雇用保険被保険者証

③ 印かん

④ 現在の住所 (居所)、氏名及び年齢が確認できるもの

(1) 運転免許証または写真付き住民基本台帳カード

これがない場合は、

(2) A 旅券 (パスポート)、B 住民票記載事項証明書 (住民票の写し・印鑑証明書)、C 国民健康保健被保険者証 (健康保険被保険者証) のうちいずれか **2種類** (A、B又はCから各1種類で合計2種類)

⑤ 最近の写真2枚

(たて3cm×よこ2.5cm程度の正面上半身のもの。)

⑥ 本人名義の普通預金通帳

(インターネットバンク・一部の外資系金融機関は使用できません。)

基本手当は、口座振込みとなりますので、本人名義の普通預金通帳を持参してください。なお、離職票-1の「求職者給付等払渡希望金融機関指定届」欄に必要事項を記入の上、金融機関で確認印を受けた場合には、通帳を持参する必要はありません。

3 基本手当の日額

基本手当は1日いくらという単位で支払われます。この1日あたりの金額を**基本手当日額**といいます。

基本手当日額は、原則として離職前6ヵ月に支払われた賃金の1日あたりの金額（**賃金日額**といいます。）の約45%～80%相当で、低所得者の給付率を高くした上薄下厚の給付となります。

基本手当日額の算定方法 下の二つの表は、めやすにしてください。

(60歳未満のめやす)

賃金日額(円)	基本手当日額(円)	
2,070	1,656	
3,000	2,400	
4,000	3,200	
4,080	3,264	
5,000	3,821	
6,000	4,353	
7,000	4,807	
8,000	5,184	
9,000	5,483	
10,000	5,705	
11,000	5,849	
11,820	5,910	
12,730	6,365	※1
13,000	6,500	
14,000	7,000	
14,140	7,070	※2
15,000	7,500	
15,550	7,775	※3

(60～65歳未満のめやす)

賃金日額(円)	基本手当日額(円)
2,070	1,656
3,000	2,400
4,000	3,200
4,080	3,264
5,000	3,752
6,000	4,180
7,000	4,501
8,000	4,636
9,000	4,686
10,000	4,736
10,590	4,765
11,000	4,950
12,000	5,400
13,000	5,850
14,000	6,300
15,000	6,750
※4 15,060	6,777

- ※1 30歳未満又は65歳以上の上限
- ※2 30歳以上～45歳未満の上限
- ※3 45歳以上～60歳未満の上限

- ※4 60歳以上～65歳未満の上限

→ 上記表の 網掛け部分の基本手当の算出については次の計算式となります。

60歳未満又は65歳以上の方 $y = (-3w^2 + 74,160w) \div 77,400$

60～65歳未満の方 ① $y = (-7w^2 + 132,720w) \div 130,200$

② $y = 0.05w + 4,236$

※①②いずれか低い方の額

y = 基本手当日額 (基本手当の1日当たりの金額)

w = 賃金日額 (離職前6ヵ月間の1日当たりの額)

※計算後、1円未満の端数があるときは切り捨てます。

※毎年8月1日に上記計算式及び基本手当日額が変更されます。

※65歳以上の方の場合、「基本手当日額」は「高年齢求職者給付金の日額」と読みかえてください。

※高年齢求職者給付金についてはP16の6高年齢求職者給付金をご覧ください。

4 60歳到達時等の賃金日額算定の特例（平成15年4月30日以前に60歳に到達した方のみ）

60歳以上の被保険者が離職した場合について、一定の要件を満たせば、特例として、60歳に達した日等における賃金日額と当該離職時における賃金日額を比較し、高い方の賃金日額により基本手当の日額を算定します。

ただし、本特例措置が適応されるのは、60歳到達時以後、最初に基本手当が支給される場合に限られます。

なお、本特例措置は基本手当の支給についてのものですので、**高年齢求職者給付金を受給する方は対象となりません。**

5 育児・介護による休業、勤務時間短縮措置についての基本手当日額算定の特例

平成15年5月1日以後開始された育児・介護に伴う休業又は勤務時間短縮措置により賃金が喪失又は低下している期間中に倒産・解雇等の理由により離職した場合について、一定の要件を満たせば、特例として、休業前又は短縮措置前における賃金日額と当該離職時における賃金日額を比較し、高い方の賃金日額により基本手当の日額を算定します。

なお、本特例措置は基本手当の支給についてのものですので、高年齢求職者給付金を受給する方は対象となりません。

6 基本手当の所定給付日数

基本手当は、「被保険者であった期間」、「就職困難者かどうか（就職困難者に該当する場合はその年齢）」により受給できる日数の限度（**所定給付日数**）が下記①または②のとおり定められています。

ただし、受給資格に係る離職の離職理由が倒産・解雇等であり、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（**「特定受給資格者」**）といいます。P12「**特定受給資格者の判断基準**」参照。）については、下記③により所定給付日数が定められています。

なお、被保険者であった期間は、転職したような場合でも、一定の条件を満たせば通算して計算されます。

① 一般の離職者（②及び③以外の方）

年齢	被保険者であった期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

② 就職困難者

年齢	被保険者であった期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

③ 特定受給資格者

年齢	被保険者であった期間	1年未満			
		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※平成15年4月30日以前に離職された方は、上記①②③の表とは別に所定給付日数が定められています。

特定受給資格者の判断基準（★は平成19年10月1日以降の離職に適用）

I 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- ② 事業所における大量雇用変動の場合（1ヵ月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

II 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
 - ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
 - ③ 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2ヵ月以上となったこと等により離職した者
 - ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
 - ⑤ 離職の直前3ヵ月前に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間（各月45時間）を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
 - ⑥ 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
 - ⑦ 期間の定めのある労働契約が1回以上更新され3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
 - ★⑧ 期間の定めのある労働契約（当該期間が1年未満のものに限る。）の締結に際し当該契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと（1年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合を除く。）により離職した者
 - ⑨ 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しく冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
 - ⑩ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）で、次の(1)又は(2)に該当する者
 - (1) 企業整備における人員整理に伴う退職勧奨など退職勧奨が事業主（又は人事担当者）により行われ離職した場合
 - (2) 希望退職募集（希望退職募集の名称を問わず、人員整理を目的とし、措置が導入された時期が離職者の離職前1年以内であり、かつ、当該希望退職の募集期間が3ヵ月以内であるものに限る。）への応募に伴い離職した場合
 - ⑪ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヵ月以上となったことにより離職した者
 - ⑫ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者
- III 離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であり、かつ、離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月未満の者であって、以下の正当な理由のある自己都合により離職した者（※）**
- ★① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
 - ★② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
 - ★③ 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の介護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した場合
 - ★④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した場合
 - ★⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更、ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼、iii) 事業所の通勤困難な地への移転、iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと、v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等、vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避、vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
 - ★⑥ その他、上記IIの⑩に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等（※）給付制限を行う場合の「正当な理由」に係る認定基準と同様に判断されます。

※上記の「特定受給資格者の判断基準」について、詳しくはハローワークにお問い合わせください。

7 基本手当の支給が始まる時期

離職されたご本人が、離職票等を持参してハローワーク（雇用保険業務に係る開庁時間内に限る。）に来所して求職申込みを行い、受給資格者であることの確認を受けた日（「**受給資格決定日**」といいます。）から失業の状態にあった日が通算して7日間経過後（この7日間を「**待期間**」といいます。）から基本手当の支給対象が始まります。ただし、受給資格決定に係る離職票の離職理由が「自己都合」「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」の場合には、待期間経過後3ヵ月は支給の対象になりません。（「**給付制限**」といいます。）なお、受給資格決定日より前の日は、たとえ職業に就いてなくても待期間、給付制限、基本手当の対象にはなりません。

8 基本手当の受給期間

基本手当を受給することができる期間は原則として**離職日の翌日から1年間**です。この期間を「**受給期間**」といいます。

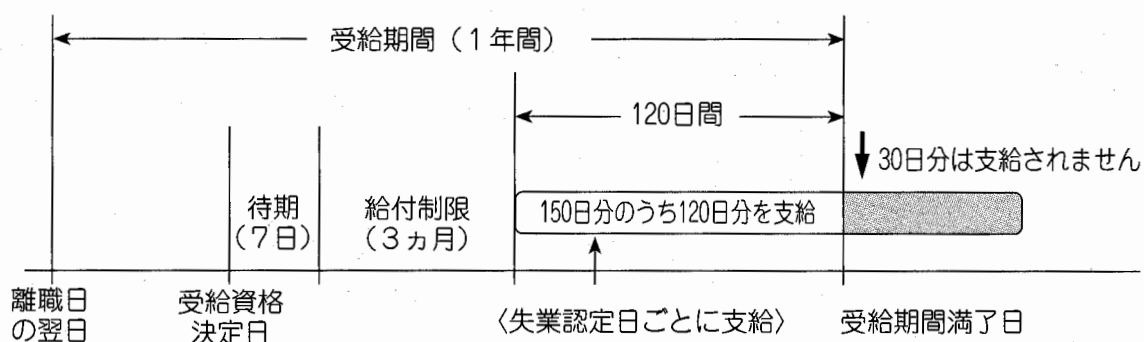
ただし、以下の①の方については、離職日の翌日から「1年間+60日」が、②の方については、離職日の翌日から「1年間+30日」が、それぞれの「**受給期間**」となります。

- ① 受給資格に係る離職時において45歳以上65歳未満の就職困難者で、被保険者であった期間が1年以上である方。
- ② 受給資格に係る離職時において45歳以上60歳未満の特定受給資格者で、被保険者であった期間が20年以上である方。

基本手当は、受給期間内の、失業していると認定された日について所定給付日数を限度として支給されます。

注 雇用保険の手続きが遅れたこと等により、受給期間満了日までに所定給付日数がすべて入らない場合には、受給期間満了日以後の基本手当は受給できないこととなります。

〈例〉所定給付日数150日の場合（自己都合により離職）



9 失業の認定（基本手当を受給するには）

「失業」とは、離職した方が、**就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にあること**をいい、基本手当は、この「失業」している人に対し支給されるものです。

基本手当の支給を受けるためには、原則4週間に1回指定される日にハローワークに来所して、「**失業の認定**」を受けなければなりません。この失業の認

定を受ける日を「失業認定日」といいます。失業認定日には、**求職活動の状況、就職、内職等の状況を「失業認定申告書」により申告していただくこととなります。**(指定された失業認定日に正しく来所して、申告しないと基本手当の支給は受けることができません。)

☆ なお、基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間(認定対象期間。原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間)中に、**原則として2回以上**(基本手当の支給に係る最初の認定日における認定対象期間中は1回)の求職活動の実績が必要となります。

また、自己都合などで退職された場合、離職理由によっては、待期間満了後3ヵ月間は基本手当が支給されませんが、この期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間については、**原則として3回以上**の求職活動の実績が必要となります。

ここでいう求職活動の範囲(主なもの)は、次のとおりです。

- ① 求人への応募
- ② ハローワークが行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、各種講習・セミナーの受講など
- ③ 許可・届出のある民間事業者等(民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者、地方公共団体等)が行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、求職活動方法を指導するセミナー等の受講など
- ④ 上記②③以外の機関等(独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、求人情報提供会社、新聞社等)が実施する職業相談等を受けたこと、各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加など
- ⑤ 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験

10 受給期間の延長

受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間ですが、この1年間に**妊娠、出産、育児、疾病または負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合は、「受給期間の延長」が認められます。**

1 延長が認められる理由

妊娠、出産、育児、疾病または負傷等の理由により離職の日の翌日から1年間に、引き続き30日以上職業に就くことができないときです。

2 延長の申請期間

受給期間の延長に係る申請期間は、**職業に就くことができなくなった日の31日目から1ヵ月以内**となります。

3 延長の申請方法

「受給期間延長申請書」(各ハローワークにあります。)に、雇用保険被保険者離職票、受給期間延長申請理由の証明書類等を添えて、住所を管轄するハローワークに提出してください。(提出書類等については、管轄のハローワークにお尋ね下さい。)なお、この申請は代理人により行うこともできます。(委任状が必要となります。)

また、高年齢雇用継続給付(P20)に該当する方は、「高年齢雇用継続給

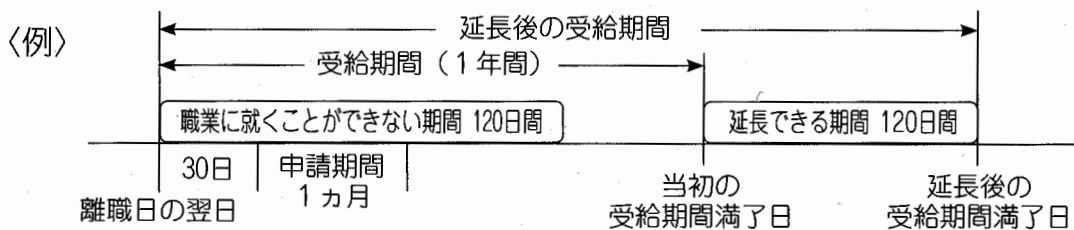
付延長申請」を、教育訓練給付（P19）の適用対象期間の延長を希望する場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請」をそれぞれ行って下さい。

4 受給期間の延長が認められた場合の受給期間

受給期間の延長が認められた場合の受給期間は、離職の日の翌日から起算して1年間に上記「1 延長が認められた理由」により職業に就くことができなかった期間の日数（最大限3年間）を加えた期間となります。

ただし、P13「8 基本手当の受給期間」における①の方については、離職日の翌日から起算して「1年間+60日」に上記「1 延長が認められる理由」により職業に就くことができなかった期間の日数（最大限「3年間-60日」）を加えた期間が、P13「8 基本手当の受給期間」における②の方については、離職の日の翌日から起算して「1年間+30日」に上記「1 延長が認められた理由」により職業に就くことができなかった期間の日数（最大限「3年間-30日」）を加えた期間が、それぞれの「受給期間の延長が認められた場合の受給期間」となります。

なお、申請後において、延長申請書の記載内容について重大な変更があったときまたは申請に係る理由がやんだときは、延長申請書を添えて速やかにその旨を、住所を管轄するハローワークへ届け出てください。（届け出が遅れると、基本手当が受給できなくなる場合があります。）



11 定年退職者等の受給期間の延長

P14「10 受給期間の延長」の他、定年退職者等で一定期間求職申込みを希望しない方についても、受給期間の延長が認められます。

1 延長が認められる理由

以下のいずれかに該当する場合です。

- ① 60歳以上の定年により離職した場合
- ② 60歳以上の定年に達した後、勤務延長または再雇用により引き続き被保険者として雇用され、その勤務延長または再雇用の期間が終了し、離職した場合

2 延長の申請期間

離職の日の翌日から起算して2ヵ月以内です。

3 延長の申請方法

「受給期間延長申請書」（各ハローワークにあります。）に、離職のとき事業所から交付された雇用保険被保険者離職票（離職票-1及び離職票-2）を添えて、住所を管轄するハローワークへ提出してください（P23～P26の管轄区域を参照してください）。

なお、高年齢雇用継続給付（P20）に該当する方は、「高年齢雇用継続給付延長申請」（P20）もあわせて行ってください。

4 受給期間の延長が認められた場合の受給期間

離職の日の翌日から起算した1年間（P13 8 基本手当の受給期間）における①の方については、離職日の翌日から起算した「1年間+60日」に、求職申込みをしないことを希望する期間（1年を限度とします。以下「猶予期間」といいます。）を合算した期間となります。

ただし、猶予期間内に求職の申込みを行った場合には、求職の申込みを行った日の前日までの期間を合算した期間となります。

6. 高年齢求職者給付金

高年齢求職者給付金は高年齢継続被保険者（P1 1. 被保険者の種類）の②を参照してください。）が失業した場合に支給されるものです。

基本手当とは異なり、一時金として支給されます。

1 高年齢求職者給付金の受給資格

原則として、離職の日以前1年間（※）に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6ヵ月以上あること。

（※）算定対象期間といえます。当該期間に疾病、負傷等の理由で、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた方については、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかつた日数を当該期間に加えた期間（最大限4年間）となります。

2 高年齢求職者給付金を受けるための手続き

P3 5. 基本手当 の 2 基本手当を受けるための手続き を参照してください。

3 高年齢求職者給付金の受給期限

高年齢求職者給付金の支給を受けることができる期限は離職日の翌日から起算して1年を経過する日までです。この期限を「受給期限」といいます。

この受給期限後は、高年齢求職者給付金の受給資格は決定されませんので、支給を受けられないこととなります。

なお、受給期限の延長は認められません。

4 高年齢求職者給付金の日額

P10 5. 基本手当 の 3 基本手当の日額 を参照してください。

なお、高年齢求職者給付金の受給資格者については、60歳到達時等の賃金日額算定の特例措置の対象になりません。

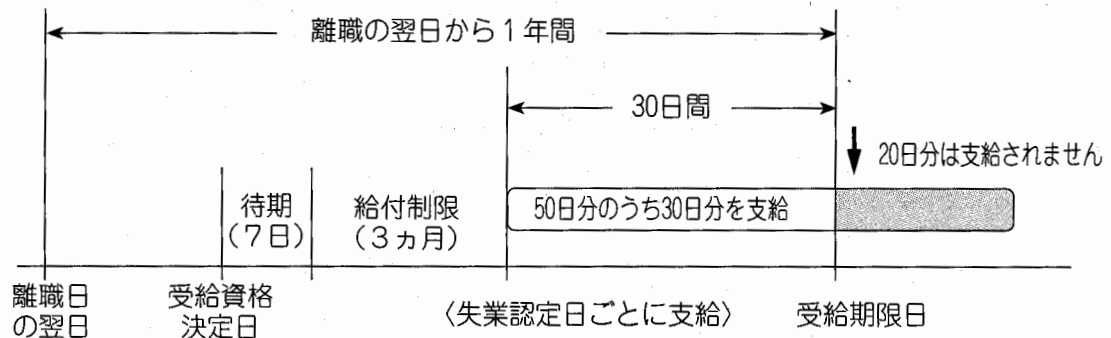
5 高年齢求職者給付金の額

高年齢求職者給付金は、「被保険者であった期間」に応じ、基本手当と同様に計算した日額に以下の日数を乗じた金額が支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給日数	30日分	50日分

なお、失業の認定日から受給期限までの日数が、支給日数に満たない場合はその日数となります。

〈例〉高年齢求職者給付金：50日分の場合（自己都合による離職）



6 高年齢求職者給付金の支給が始まる時期

P13 **5. 基本手当** の **7 基本手当の支給が始まる時期** を参照してください。

7 失業の認定（高年齢求職者給付金を受給するには）

高年齢求職者給付金を受けるには、失業の認定を受けなければなりません。失業の認定を受けるためには、定められた失業認定日に本人が来所する必要があります。

8 任意加入に係る高年齢継続被保険者

65歳に達した日以後に雇用され、公共職業安定所長の認可を受けて、高年齢継続被保険者となり離職された方には、基本手当の50日分の高年齢求職者給付金が支給されます（現行では、任意加入の認可は行っていません。）。

7. 特例一時金

特例一時金とは、短期雇用特例被保険者の方が、離職日以前1年間に、被保険者期間（賃金支払基礎日数が11日以上ある1暦月を1ヵ月として計算）が通算して6ヵ月以上あり、「失業の状態」であるときに、基本手当と同様に計算した日額の30日分（ただし当分の間は40日分）が支給される制度です。（ただし、「特例一時金の支給を受けるための失業認定日」から「特例受給資格に係る離職の日から起算して6ヵ月後の日（「受給期限日」という。）」までの日数が50日未満である場合には、特例一時金の額は、その日数分となります。）

この特例一時金を受けるためには、住所を管轄するハローワーク（雇用保険業務の開庁時間内に限る。）に離職票等を持参して、求職申込みをした後、指定された失業認定日に来所しなければなりません。詳しくは、ハローワークの職員にお尋ねください。

8. 就職促進給付

ハローワークでは、求職者給付の他、再就職の援助・促進を目的とする就職促進給付（1. 就職促進手当（再就職手当、常用就職支度手当、就業手当）2. 移転費 3. 広域求職活動費）の支給を行っています。（P 1 **2. 失業等給付と求職者給付** を参照してください。）なお、**高年齢求職者給付金に係る受給資格者については、就職促進給付は支給されません。**

1. 再就職手当

求職申込み後、離職票を受理された基本手当受給者が安定した職業に就いた場合に、その職業に就いた日の前日における支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である場合に支給されます。

再就職手当の額は、「上記支給残日数の30%相当日数×基本手当日額」となります。

ただし、過去3年以内に早期再就職支援金、再就職手当、常用就職支度手当を受けたことがある場合は支給されません。

支給要件

- ① 新しい仕事の雇用期間が1年を超えることが確実であること。
- ② 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ③ 離職前の事業主と資本、人事、取引等の面で密接な関連のある事業主に雇用されたものでないこと。
- ④ 待期期間が経過した後、職業に就いたこと。

また、給付期限のある方が待期満了後最初の1ヵ月間に職業に就いた場合には、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介による就職であること。などの要件があります。

※ 職業紹介事業者とは、厚生労働大臣の許可を受け、または届出をして職業紹介事業を行う者のことをいいます。

※ 事業（雇用保険の適用事業）を開始した場合についても、一定の要件を満たす場合に限って、再就職手当を受けることができます。詳しくは、ハローワークの職員にお尋ねください。

2. 常用就職支度手当

身体障害者その他就職が困難な者として厚生労働省令で定める方の常用就職を促進するために、基本手当の支給残日数がある間に就職した場合（ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介に限ります。）に支給されます。

常用就職支度手当の額は、基本手当日額に30を上限とする数を乗じて得た額となります。

※ 再就職手当の支給要件に該当する方が、同時に常用就職支度手当の支給要件に該当する場合には、再就職手当を支給し、常用就職支度手当は支給されません。

※ 過去3年以内に早期再就職支援金、再就職手当、常用就職支度手当を受けたことがある場合は支給されません。

3. 就業手当

基本手当受給者の多様な形態による早期就業を促進するため、職業（再就職手当の支給対象にならないような形態の職業）に就いた場合に、その職業に就いた日の前日における支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である場合に支給されます。

就業手当は、現に職業に就いている日について支給されるもので、基本手当日額の30%に相当する額（上限額が定められています。）となります。なお、この就業手当の支給を受けた日については、基本手当を支給したものとみなされます。

支給要件として、P18「支給要件」の②、③、④などがあります。

9. 教育訓練給付

ハローワークでは、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする、教育訓練給付の支給を行っています。

教育訓練給付

一定の要件（※）を満たす雇用保険の一般被保険者である方（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講して修了した場合、ご本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給されます。

（※）受講開始日において、被保険者であった期間が3年以上（ただし、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする方については被保険者であった期間が1年以上）であることなどがあります。

なお、一般被保険者でなくなった日から1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病または負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練を受講開始できない日がある場合は、「適用対象期間の延長」が認められます。（P14 **10 受給期間の延長** 参照）。この場合には「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」を提出してください。

※ 厚生労働大臣が指定する教育訓練の講座は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」にまとめられており、ハローワークで閲覧できるほか、インターネットの厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でもご覧になれます。

10. 雇用継続給付

ハローワークでは、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために雇用継続給付（1. 高年齢雇用継続給付 2. 育児休業給付 3. 介護休業給付）の支給を行っています。

1. 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付には、基本手当（再就職手当を含む。）を受給しない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があります。

高年齢雇用継続基本給付金

60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であって、各歴月（＝支給対象月）の賃金額が60歳到達時の賃金月額75%未満に低下した状態で雇用されている方に、60歳以後の各月に支払われた賃金額の15%を上限に高年齢雇用継続給付基本給付金が支給されます。

ただし、被保険者であった期間が5年以上あることが必要です。

高年齢再就職給付金

雇用保険の基本手当を受給し、その支給残日数が100日以上ある受給資格者が、60歳以降に再就職して、被保険者となった場合において、再就職後の各歴月（＝支給対象月）の賃金が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満に低下した状態で雇用されているとき、その被保険者に、60歳以後の各月に支払われた賃金額の15%を上限に高年齢再就職給付金が支給されます。

ただし、その基本手当の受給資格に係る離職の日において被保険者であった期間が5年以上あることが必要です。

なお、同一の就職について、再就職手当の支給を受けた場合は高年齢再就職給付金が支給されず、高年齢再就職給付金の支給を受けた場合は再就職手当が支給されません。（高年齢再就職給付金と再就職手当との併給調整）。

※ 高年齢雇用継続給付については、原則として、離職後1年以上空白があつてから再就職をした場合には支給されません。

受給期間の延長が認められる理由（P14～16参照）により、離職の日の翌日から1年間に引き続き30日以上職業に就くことができない等の場合は、高年齢雇用継続給付延長申請を行ってください。

高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失した後、下記①または②の理由で基本手当に係る受給期間の延長申請を行う場合は、同時に「高年齢雇用継続給付延長申請書」を本人の住所又は居住を管轄する公共職業安定所に提出して下さい。

これにより基本手当の受給期間が延長された場合には、基本手当を受けず、かつ、延長された期間中に再就職して被保険者資格を取得すればその後高年齢雇用継続基本給付金の支給を引き続き受けることができます。

また、基本手当を受給し、受給期間中に再就職した場合には、一定の要件を満たしていれば高年齢再就職給付金の支給を受けることができます。

① 病気、けが、親族の介護、育児等理由により引き続き30日以上職業に就くことができない場合等

手続の期間 引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から1ヵ月以内（郵送、代理申請も可能）

提出書類 高年齢雇用継続給付延長申請書
添付書類 引き続き30日以上職業に就くことができない理由に
該当することの事実を証明することができる書類
代理人による申請の場合は委任状

延長できる期間 最大3年間

② **60歳以上の定年等の理由による離職者が一定期間安定した職業に就くことを希望しない場合**

手続の期間 離職した日の翌日から起算して2ヵ月以内（申請は原則として本人が来所）

提出書類 高年齢雇用継続給付延長申請書

延長できる期間 最大1年間

2. 育児休業給付

1歳（保育所における保育の実施が行われない等の場合には1歳6ヵ月）未満の子を養育するため育児休業を取得する雇用保険の一般被保険者の方に、休業開始前賃金の30%に相当する額の育児休業基本給付金が支給されます。

ただし、育児休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヵ月以上あることが必要です。

また、育児休業基本給付金を受給した方が、育児休業を終了した後、引き続き被保険者として6ヵ月間雇用された場合に、休業開始前賃金の10%に相当する額の育児休業者職場復帰給付金が支給されます（平成19年3月31日以降に職場復帰した方から平成22年3月31日までに育児休業を開始した方については、休業開始前賃金の20%に相当する額が支給されます。）。

なお、育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間（被保険者であった期間）から除外されます（平成19年10月1日以降に育児休業を開始した方が対象になります。）。

3. 介護休業給付

要介護状態にある対象家族（被保険者の配偶者、父母、子など）を介護するため介護休業を取得する雇用保険の一般被保険者の方に、休業開始前賃金の40%に相当する額の介護休業給付金が最長3ヵ月間支給されます。

ただし、介護休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヵ月以上あることが必要です。

雇用保険 正しい受給で 仕事にジャンプ

～雇用保険を正しく受給し 一日も早い再就職を!!～

1 雇用保険の基本手当等は、主に、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事探しに専念し**1日も早く再就職**していただくために支給されます。

また、雇用保険の財源は、労働者及び事業主からの**保険料**と、国民の皆さんからの貴重な**税金**によりまかなわれています。

2 しかし、このような雇用保険を不正に受ける者が、最近多く見られます。

例えば、次のような場合です。

1. **就職・就労**（パート・アルバイト・日雇・試用期間も含まれます。）をしているにもかかわらず、雇用保険を受けまたは受けようとしたこと。
2. **内職や手伝い**の事実及び収入があったにもかかわらず、偽って申告したこと。
3. 自分で営業を始めた場合や会社等の役員に就任した場合で、その事実をかくしたり、偽って申告したこと。
4. その他不正な手段により雇用保険を受けたまたは受けようとしたこと。

3 不正をした場合は厳しい処分を受けます

1. 不正を行った日からは、基本手当等の支給を受ける権利がなくなり、**一切の支給がされなくなります。**
2. 不正な行為により支給を受けた金額は、**全額返還**しなければなりません。
3. さらに不正した金額の2倍の額の給付を命じられます。
4. また、**延滞金（利息）**が課せられます。

公共職業安定所 (ハローワーク) 案内図

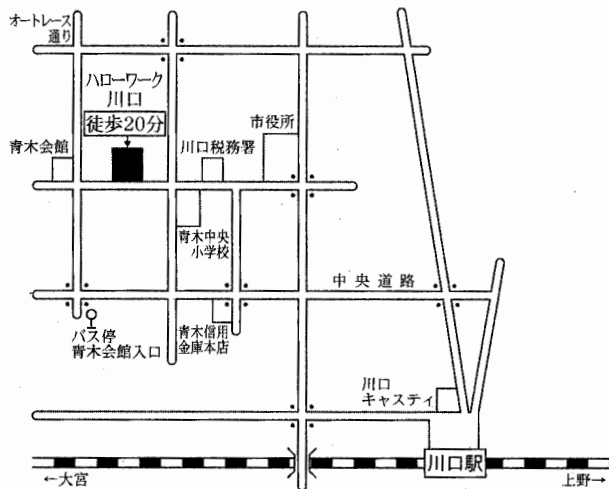
○ 「雇用保険給付の手続き」は、平日午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）までとなっております。

※ 県内の一部のハローワーク（附属施設を含む）では、「職業相談・職業紹介」を平日午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで行っておりますが、「雇用保険給付の手続き」につきましては、上記の時間帯（平日午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く））となりますので、ご注意ください。

○ 各ハローワークとも、駐車場が狭いため、お車での来所はご遠慮ください。

ハローワーク川口

川口公共職業安定所
〒332-0031 川口市青木3-2-7
☎ 048 (251) 2901

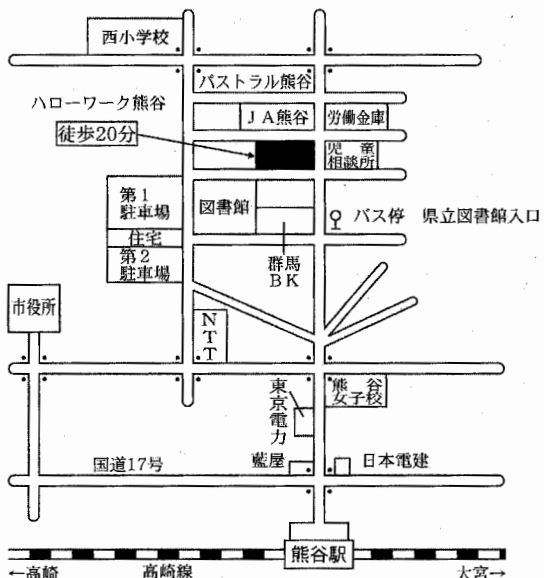


(バス利用)
川口駅東口⑧乗場 新井宿駅ゆき
川口駅東口⑨乗場 東川口駅南口ゆき 青木会館入口下車
戸塚安行駅ゆき
京浜東北線・川口駅東口下車 (約20分)

管轄区域 川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市

ハローワーク熊谷

熊谷公共職業安定所
〒360-0014 熊谷市箱田5-7-2 ☎ 048(522)5656



(バス利用)
熊谷駅北口③番乗場「葛和田」行
「県立図書館入口」下車徒歩1分

管轄区域 熊谷市 深谷市 寄居町

ハローワーク本庄

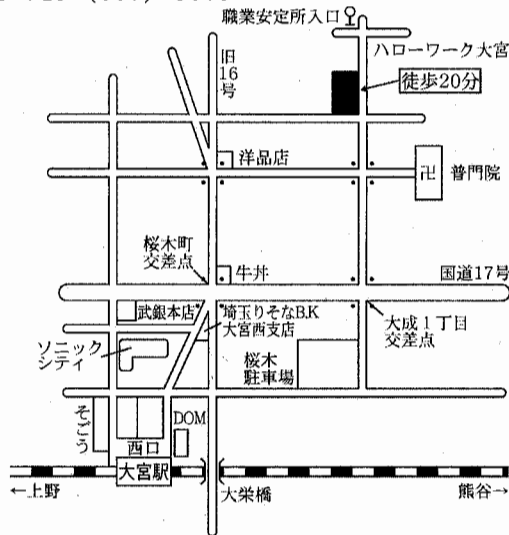
熊谷公共職業安定所本庄出張所
〒367-0053 本庄市中央2-5-1
☎ 0495 (22) 2448



管轄区域 本庄市 上里町 美里町 神川町

ハローワーク大宮

大宮公共職業安定所
 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525
 ☎ 048 (667) 8609



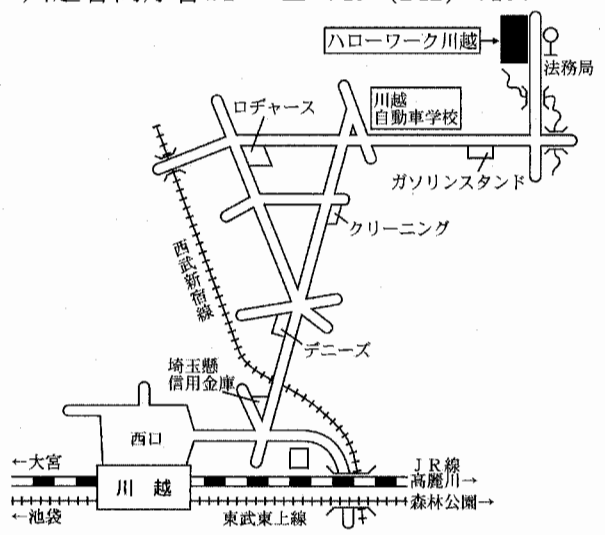
大宮駅西口から東武バス⑥番乗場
 ◆「三進自動車」行
 ◆「シティハイツ三橋」行
 「職業安定所入口」下車 徒歩3分
 大宮駅西口から徒歩20分

管轄
区域

さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、
 岩槻区、鴻巣市（旧吹上町、旧川里町を除く）、
 上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町

ハローワーク川越

川越公共職業安定所
 〒350-1118 川越市豊田本277-3
 川越合同庁舎1F ☎ 049 (242) 0197



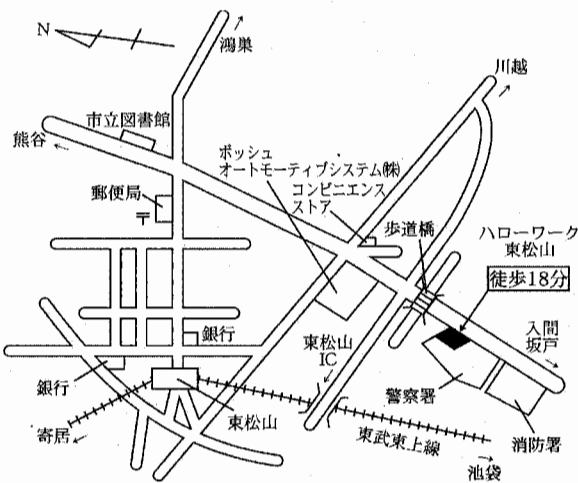
◎川越駅西口から西武バス④番乗場
 「かずみ野（尚美学園大学経由）」行
 「法務局」下車 すぐ前
 川越駅西口から徒歩28分

管轄
区域

川越市、富士見市、ふじみ野市、
 坂戸市、鶴ヶ島市

ハローワーク東松山

川越公共職業安定所東松山出張所
 〒355-0073 東松山市上野本1088-4
 ☎ 0493 (22) 0240



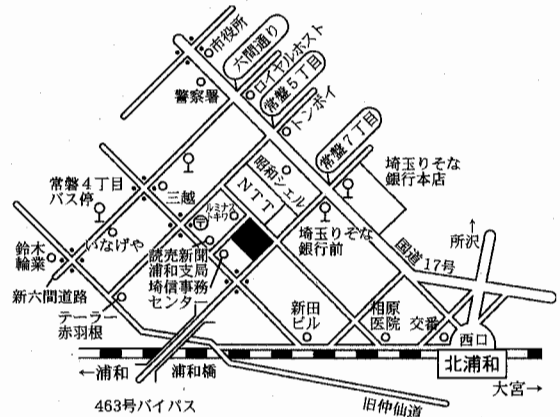
◎東武東上線、東松山駅下車

管轄
区域

東松山市、小川町、嵐山町、川島町、
 吉見町、滑川町、鳩山町、ときがわ町、
 東秩父村

ハローワーク浦和

浦和公共職業安定所
 〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-1
 ☎ 048 (832) 2461



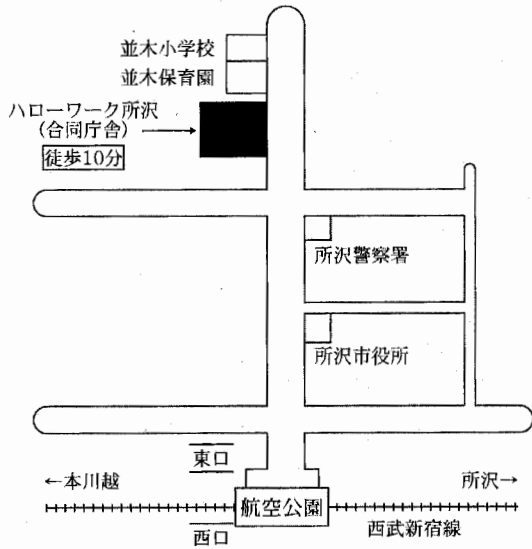
◎J R 京浜東北線北浦和駅西口下車徒歩12分
 ◎J R 浦和駅西口よりバス
 ⑤番乗場 大久保浄水場行 | 常盤4丁目下車
 荒川運動公園行 | 徒歩5分
 ⑥番乗場 大宮駅東口行 | 埼玉りそな銀行前下車
 市内循環(北回り) | 徒歩5分

管轄
区域

さいたま市のうち中央区、
 桜区、浦和区、南区、緑区

ハローワーク 所沢

所沢公共職業安定所
 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F
 〒359-0042 ☎ 04 (2992) 8609

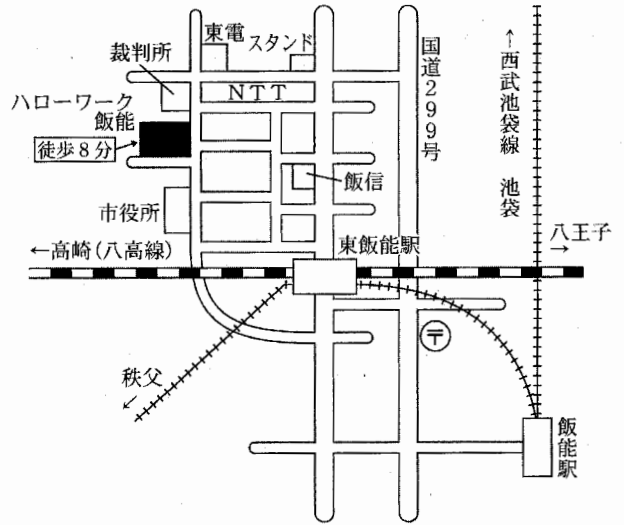


◎西武新宿線航空公園駅東口より徒歩10分

管轄 所沢市 入間市 (仏子、野田、新光を除く)
 区域 狭山市 三芳町

ハローワーク 飯能

所沢公共職業安定所飯能出張所
 〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F
 ☎ 042 (974) 2345

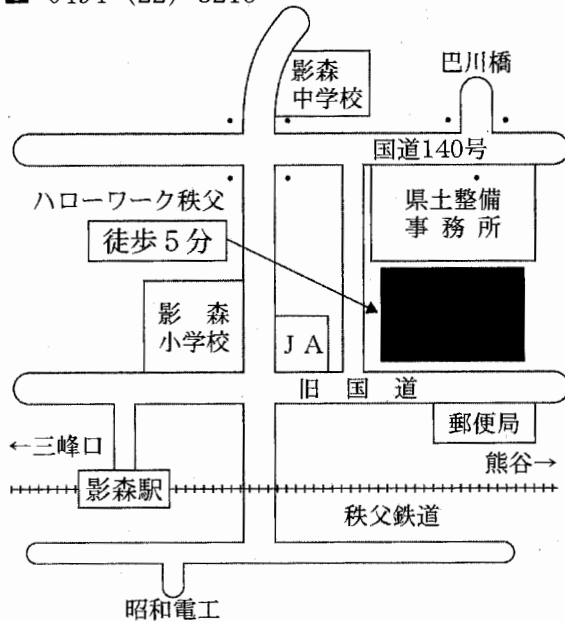


◎西武池袋線東飯能駅下車

管轄 飯能市 入間市のうち仏子、野田、新光
 区域 日高市 毛呂山町 越生町

ハローワーク 秩父

秩父公共職業安定所
 〒369-1871 秩父市下影森1002-1
 ☎ 0494 (22) 3215

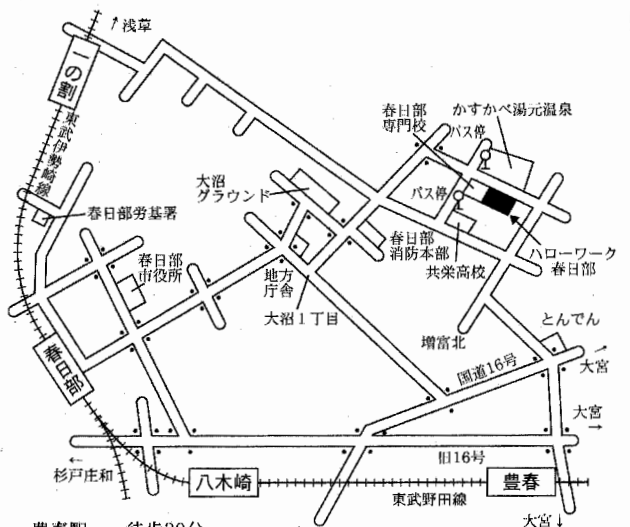


◎秩父線 影森駅下車

管轄 秩父市 皆野町 長瀨町
 区域 小鹿野町 横瀬町

ハローワーク 春日部

春日部公共職業安定所
 〒344-0036 春日部市下大增新田61-3
 ☎ 048 (736) 7611

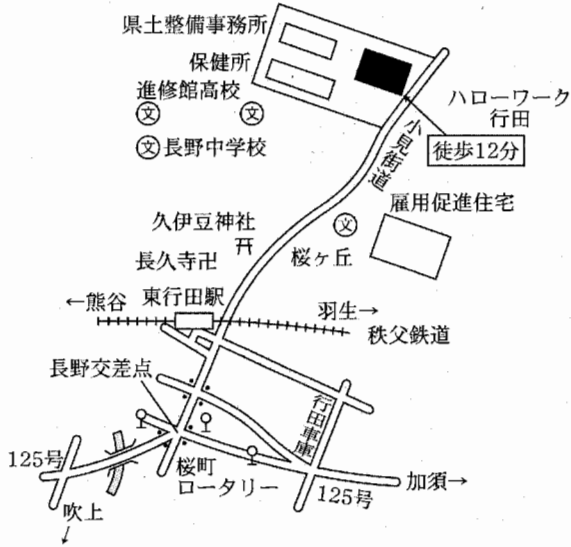


豊春駅 徒歩30分
 春日部駅 徒歩40分
 西口②乗場 バス10分
 かすかべ湯元温泉行終点下車
 一の割駅 徒歩30分

管轄 春日部市 久喜市 幸手市 栗橋町
 区域 杉戸町 鷲宮町 菖蒲町 白岡町 宮代町

ハローワーク行田

行田公共職業安定所
 〒361-0023 行田市長野943
 ☎ 048 (556) 3151

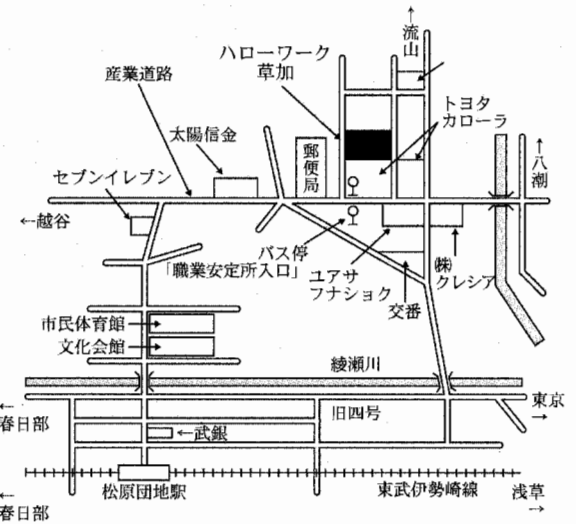


◎秩父鉄道東行田駅下車 (約12分)

管轄区域 行田市 加須市 羽生市 騎西町 大利根町
 北川辺町 鴻巣市のうち旧吹上町、旧川里町

ハローワーク草加

草加公共職業安定所
 〒340-8509 草加市弁天4-10-7
 ☎ 048 (931) 6111



◎東武伊勢崎線松原団地駅東口より八潮団地行バスで職業安定所入口バス停下車

管轄区域 草加市 三郷市 八潮市

ハローワーク朝霞

朝霞公共職業安定所
 〒351-0025 朝霞市三原1-3-1
 ☎ 048 (463) 2233

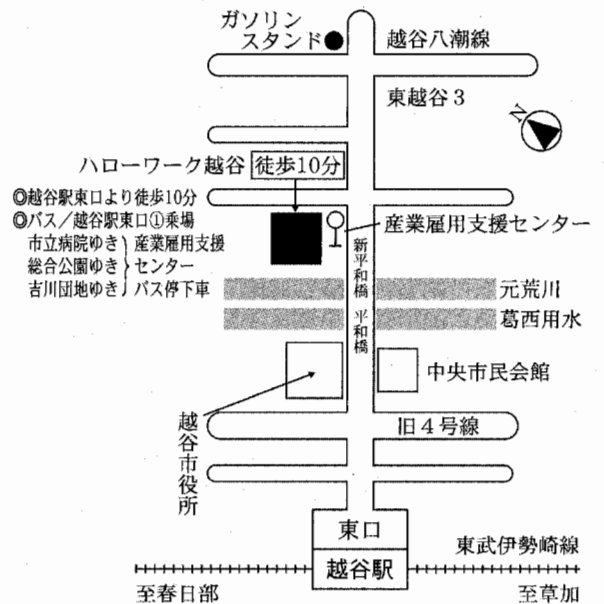


◎東上線朝霞台駅南口下車
 武蔵野線北朝霞駅下車 } 徒歩12分
 ◎朝霞台駅南口よりバス
 ひばりが丘駅北口行 } 朝霞税務事務所前
 東久留米駅行 } 下車
 湯めぐらじょう行 }

管轄区域 朝霞市 志木市 和光市 新座市

ハローワーク越谷

越谷公共職業安定所
 〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6
 ☎ 048 (969) 8609



◎越谷駅東口より徒歩10分
 ◎バス/越谷駅東口①乗場
 市立病院ゆき } 産業雇用支援
 総合公園ゆき } センター
 吉川団地ゆき } バス停下車

管轄区域 越谷市 吉川市 松伏町

職業紹介機関等一覧

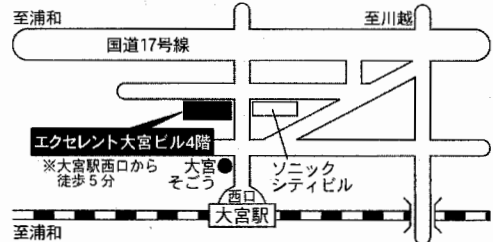
※名称、所在地、電話番号等については変更になる場合があります。

●パソコンで求人情報検索・職業相談・職業紹介

ハローワークプラザは、ハローワーク（公共職業安定所）の職業紹介分室として、ハローワークと同じ求人情報を自由に検索できるタッチパネル式パソコンを設置しており、職業相談、職業紹介も行ってまいります。

ハローワークプラザ大宮

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4
 エクセレント大宮ビル4階
 ☎ 048 (658) 1145



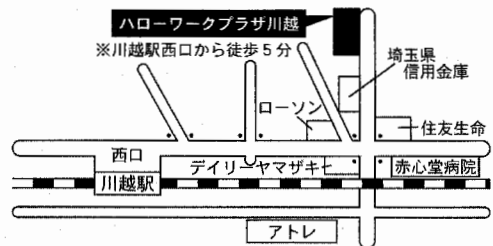
◎マザーズサロン（ハローワークプラザ大宮内）

子育て中の方、子育てを終えてこれから働き始めたいとお考えの方など、仕事と家庭の両立を目指す方（男女問わず）の就職活動を支援します。

- 1 タッチパネル式の求人検索パソコンで求人情報を提供！
- 2 今すぐ就職したい方にはマンツーマンで就職活動をサポート！
- 3 じっくり決めたい方には就職プランをアドバイス！
- 4 キッズコーナ・授乳室があるので、お子様連れでも安心！

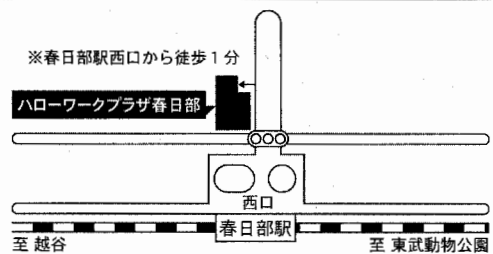
ハローワークプラザ川越

〒350-1123 川越市脇田本町22-2
 川越大栄ビル1階
 ☎ 049 (241) 3585



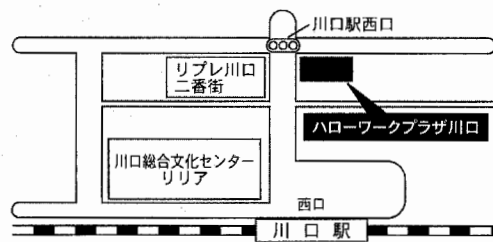
ハローワークプラザ春日部

〒344-0067 春日部市中央1-51-1
 春日部大栄ビル7階
 ☎ 048 (733) 8609



ハローワークプラザ川口

〒332-0015 川口市川口3-2-2
 リプレ川口一番街2号棟1階
 ☎ 048 (255) 8070



●パートの仕事をお探しの方には

熊谷パートバンク	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル1階	048(524)3531	熊谷駅(北口)徒歩5分
所沢パートバンク	所沢市並木2-4-1 航空公園駅ビル2階	04(2993)5334	航空公園駅ビル内
ちちぶパートバンク	秩父市宮側町1-7秩父地域地 場産業振興センター3階	0494(24)5222	秩父駅 駅前
みさとパートバンク	三郷市三郷1-1-10 徳重ビル2階	048(952)1127	三郷駅(南口)駅前

●パソコンで求人情報検索・職業紹介

ハローワークと同じ求人情報の検索ができます。

上尾市地域職業相談室	〒362-0075 上尾市柏座1-1-15 プラザ館4階	048 (773) 3500
新座市地域職業相談室	〒352-8623 新座市野火止1-1-1 新座市役所第2庁舎1階	048 (477) 1111
鶴ヶ島市地域職業相談室	〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1 鶴ヶ島市役所2階	049 (272) 4001
志木市地域職業相談室	〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1 志木市役所1階	048 (473) 1069
戸田市地域職業相談室	〒335-0022 戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所1階	048 (434) 6817
坂戸市地域職業相談室	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 坂戸市役所1階	049 (284) 0038
羽生市地域職業相談室	〒348-0058 羽生市中央3-7-5 羽生市民プラザ1階	048 (560) 3001

●高齢者の方（概ね55歳以上）が仕事をお探しするには

熊谷市高齢者職業相談室	熊谷市筑波2-48-1 大栄日生熊谷ビル1階	048(524)3531	熊谷駅(北口)徒歩5分
さいたま市岩槻 高齢者職業相談室	さいたま市岩槻区本町3-1-1 ワッツ西館2階	048(758)0150	岩槻駅 徒歩1分
さいたま市浦和 高齢者職業相談室	さいたま市南区南浦和3-46-16 シルバーワークプラザ1階	048(884)5511	南浦和駅(東口)徒歩7分
狭山市高齢者職業相談室	狭山市入間川2-2-25 狭山市立図書館5階	04(2952)0901	狭山市駅 徒歩5分
三郷市高齢者職業相談室	三郷市三郷1-1-10 徳重ビル2階	048(952)1128	三郷駅(南口)駅前

●40歳以上の管理職・専門職・技術職をお探しの方には

埼玉人材銀行	さいたま市大宮区吉敷町1-75 太陽生命大宮吉敷町ビル4階	048(631)2200	大宮駅(東口)徒歩12分
--------	----------------------------------	--------------	--------------

●障害者の方の職業に関する相談・支援は

埼玉障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保136-1	048(854)3222	北浦和駅(西口)バス20分
-------------	------------------	--------------	---------------

■ インターネットサービス

ハローワークインターネットサービス <http://www.hellowork.go.jp>
 日本全国のハローワーク（公共職業安定所）の求人情報が一発検索!!
 あなたも検索してみてください。

しごと情報ネット <http://www.job-net.jp>
 ハローワークの求人情報のほか、民間職業紹介事業者、民間の求人情報提供者、経済団体などの求人情報が検索可能。

社会保険事務所所在地等一覧

名称	所在地	電話番号	管轄区域
浦和社会保険事務所	〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048 (831) 1611	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区、川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
大宮社会保険事務所	〒331-9577 さいたま市北区宮原町4-19-9	048 (652) 4711	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、上尾市、鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町
熊谷社会保険事務所	〒360-8585 熊谷市桜木町1-93	048 (522) 5211	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、神川町、美里町、寄居町、上里町、大利根町、騎西町、北川辺町
川越社会保険事務所	〒350-1196 川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階	049 (242) 2345	川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市、小川町、川島町、滑川町、鳩山町、吉見町、嵐山町、越生町、毛呂山町、ときがわ町
春日部社会保険事務所	〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4F	048 (737) 7111	春日部市、さいたま市のうち岩槻区、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市・菖蒲町、白岡町、宮代町、栗橋町、杉戸町、松伏町、鷲宮町
所沢社会保険事務所	〒359-8505 所沢市上安松1152-1	04 (2998) 0100	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、三芳町
埼玉社会保険事務局秩父事務所	〒368-8585 秩父市上野町13-28	0494 (22) 4425	秩父市、小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町、東秩父村

(' 07. 10 離職された皆様へ)

訂正のお知らせ

正誤箇所

○17ページ 7. 特例一時金 の6行目

【正】 30日(ただし当分の間は40日)未満である場合には、

【誤】 50日未満である場合には、

○29ページ 社会保険事務所所在地等一覧

※ 10月1日より、越谷社会保険事務所が新設されたことにより、
管轄区域が変更されております。

【正】

名 称	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
春日部社会保険所 春日部事務所	〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階	048 (737) 7111	春日部市、さいたま市のうち岩槻区、久喜市、蓮田市、幸手市、菫蒲町、白岡町、宮代町、栗橋町、杉戸町、松伏町、鷲宮町
越谷社会保険所 越谷事務所	〒343-8585 越谷市南越谷1-2876-1 越谷コミュニティセンター5階	048 (990) 3900	越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市

【誤】

	所 在 地	電話番号	管 轄 区 域
春日部社会保険所 春日部事務所	〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階	048 (737) 7111	春日部市、さいたま市のうち岩槻区、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、菫蒲町、白岡町、宮代町、栗橋町、杉戸町、松伏町、鷲宮町

✿ 失業等給付と特別支給の 老齢厚生年金との調整について ✿

平成10年4月1日以後に特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した方が、雇用保険法による基本手当を受給する場合には、特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます。

また、高年齢雇用継続給付を受給している間は、その給付額に応じて年金の一部が支給停止されます。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所におたずね下さい。
(P29に社会保険事務所所在地等一覧があります。)

“ハローワークは
仕事探しのパートナー”

お気軽にご相談ください。